

## 任期付職員（育児休業代替職員）の募集について

法務省大臣官房施設課では以下の職員を募集しています。

### 1 採用形態

国家公務員の育児休業等に関する法律第7条第1項の規定に基づく法務省大臣官房施設課設計部門職員の代替として勤務する任期付職員の募集を行います。

### 2 募集人員

1名

### 3 任用期間（予定）

令和8年6月1日から令和8年11月22日まで

※ 育児休業の取得時期によって、任用期間が前後する可能性があります。

### 4 対象者

高校卒業程度以上の学力を有する者

ただし、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

### 5 勤務先

法務省大臣官房施設課設計部門（東京都千代田区霞が関一丁目1番1号）

## 6 勤務日・勤務時間

原則として、9時30分から18時15分まで(週5日、土日祝日を除く。)

## 7 職種

一般行政事務の補助的業務

## 8 業務内容

法務省大臣官房施設課設計部門の事務作業

- (1) 職員の出張に係るS E A B I S (旅費等内部管理業務共通システム) 操作及び事務処理
- (2) 設計業務成果品整理作業補助
- (3) 設計図面等製本・スキャニング業務の発注補助
- (4) 行政文書登録作業補助
- (5) 原図等発送作業補助
- (6) 一次調査資料整理作業補助
- (7) 電話対応
- (8) その他事務補助

※仕事は丁寧に指導しますのでご安心ください。

## 9 必要な経験・知識・技能等

- (1) 職員の出張に係るS E A B I S (旅費等内部管理業務共通システム) 操作及び事務処理に係る経験
- (2) パソコン操作(エクセル、ワード等)ができる方

## 10 給与等

- (1) 俸給・手当

「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき、相当の給与を決定します。

また、同法に基づき、地域手当、通勤手当、期末手当、超過勤務手当等を支給します。

なお、退職時に国家公務員退職手当法に基づき退職手当を支給します。

(2) 休暇等

人事院規則に基づき、各種有給及び無給休暇等が取得可能です。

(3) 健康保険・厚生年金保険

採用日から法務省共済組合に加入し、共済組合の短期給付及び長期給付が適用されます（健康保険及び厚生年金保険には加入しない。）。

(4) 雇用保険

採用日から国家公務員退職手当法が適用され、退職手当を支給します（雇用保険には加入しない。）。

(5) 労災保険

採用日から国家公務員災害補償法が適用され、通勤災害等があれば災害補償費を支給します（労災保険には加入しない。）。

11 応募方法等

履歴書（写真貼付）及び職務経歴書（職務経歴を具体的に記載）を、下記16宛てに郵便により送付してください。

12 応募締切日

令和8年4月22日（水）（必着）

13 選考方法

(1) 1次選考

書類選考（1次選考不合格者に対しては、書面でその旨通知します。併せて、御提出いただいた履歴書及び職務経歴書を返却いたします。）

(2) 2次選考

面接選考（1次選考合格者に対して連絡の上、面接を実施します。）

14 面接予定日

書類選考を実施後、随時実施します。

15 面接場所及び方法

原則として、法務省で対面にて実施します。

16 連絡先

〒100-8977

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房施設課庶務係 土肥

電話 03-3592-5411 (内線 2273)

メール [n-doi4ae@moj.go.jp](mailto:n-doi4ae@moj.go.jp)

17 その他

応募により取得した個人情報は、本採用手続の事務目的以外に利用することはありません。

また、応募の秘密は、厳守します。